

第 341 回(平成 30 年 9 月)定例会  
第 1 回各会派政務調査会長会 開催結果

1 日時

平成 30 年 10 月 4 日 (火) 午後 4 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 場所

第 3 号館 6 階 第 2 委員会室

3 出席者

|          |       |              |
|----------|-------|--------------|
| 自由民主党    | 藤本百男  | 政務調査会長 (座長)  |
|          | 浜田知昭  | 政務調査副会長      |
| 公明党・県民会議 | 伊藤勝正  | 政務調査会長 (副座長) |
| ひょうご県民連合 | 栗山雅史  | 政務調査会長       |
| 維新の会     | 住吉寛紀  | 政務調査会長       |
| 日本共産党    | いそみ恵子 | 政務調査会長       |

(オブザーバー)

|          |         |         |
|----------|---------|---------|
| 自由民主党    | 岡つよし    | 政務調査副会長 |
|          | 戸井田ゆうすけ | 政務調査副会長 |
| 公明党・県民会議 | 越田浩矢    | 政務調査副会長 |
| ひょうご県民連合 | 前田ともき   | 政務調査副会長 |
| 維新の会     | 関口正人    | 政務調査副会長 |
| 日本共産党    | きだ 結    | 政務調査副会長 |

(当局説明者)

水埜 浩 政策創生部長、坂本哲也 ビジョン局長、守本 豊 ビジョン課長

4 当日配付資料

別添のとおり

5 会議概要

(1) 「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に係る計画の審査

水埜政策創生部長から、平成 30 年度及び 31 年度前半に策定・改定を予定している 17 計画の概要について説明を受けた。

座長からは、議決対象計画の協議・調整は、12 月定例会の政調会長会で行うので本日は聞き置くのみとし、必要に応じて会派内での検討を進めて欲しい旨発言があった。

(2) 意見書案の趣旨説明

まず、各会派から提出された次の意見書案について、提案趣旨の説明が行われた。

**(自由民主党)**

意1 ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書

意2 専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書

**(公明党・県民会議)**

意3 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

意4 児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

**(ひょうご県民連合)**

意5 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の見直しを求める意見書

**(維新の会)**

意6 災害医療体制の充実を求める意見書

意7 歯科医療の充実を求める意見書

**(日本共産党)**

意8 災害救助法の拡充を求める意見書

意9 待機児童解消のための保育施設増、保育士処遇改善を求める意見書

次に、本県への度重なる台風の直撃・接近等今年度の相次ぐ災害を受け、国に対し災害に強い国土づくりのため更なる対応を求めるとともに、災害対策を確実に推進できるよう、座長から提案された次の意見書案について、提案趣旨の説明が行われた。

**(座長)**

意10 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書

その後、座長から、各意見書案に対する態度表明資料を10月11日（木）13時30分までに提出するよう依頼があり、次回の会議では、態度表明を各会派より行い、協議・調整に入る旨の発言があった。

続いて、座長から、8月27日の各会派代表者会議において議長から当政調会長会に協議依頼があった、「参議院選挙制度改革に対する意見書」の採択に向けた協力依頼について、協議が行われた。

各会派からは、次の発言があった。

**○浜田自由民主党政務調査副会長**

まず結論として、本件に賛同する。

参議院は、その創設時より一貫して「都道府県」単位で代表を選出し、地方の

声を国に届ける重要な役割を果たしてきた。

しかし、一昨年の参院選において憲政史上初の合区による選挙が実施され、自県を代表する議員を選出できない、また、投票率が低下するといった、代表民主主義の根幹に関わる事態が生じた。

次期参院選を来年に控え、7月に成立した改正公職選挙法により、各都道府県の代表が選出されない事態を回避するための緊急避難措置が講じられたものの、合区解消には至っていない。

一方で、我が会派としては、昨年度、議員定数等調査特別委員会において、地域代表のあり方について主張をしてきたところである。

人口の自然減と社会減が加速的に進む中で、地域をこれ以上疲弊させないためには、人口、有権者の数だけではなく、地域の特性、その他さまざまな要因を考慮して地域代表を選出することによって、広大な県土の多様な課題を県政に的確に反映させられる県議会を構成していくことが重要、との意見を申し述べた。

よって、憲法改正等の抜本的な対応による「合区の確実な解消」を強く求め、本件に賛同するものである。

#### ○伊藤公明党・県民会議政務調査会長

法の下での平等において、一票の格差の問題は重いと考える。参議院議員選挙に対する最高裁での違憲判決によって、立法府である国会自らが定数を是正しなければならなくなり、合区を行った経緯もある。

先般、改正公職選挙法が成立したが、合区は維持された上で、一票の格差を一定是正する内容となっている。今後、公明党提案の付帯決議を踏まえ、選挙制度の抜本改革へ議論を継続するとともに参院の経費節減を進めることとなっている。

選挙制度の改革については、国会において今後も議論が行われることとされており、その状況を注視する必要があることから、本件に賛同できない。

#### ○栗山ひょうご県民連合政務調査会長

一票の格差の是正ということで合区がなされてきた経緯があるので、本件に賛同できない。

#### ○住吉維新の会政務調査会長

国会議員は地方の代表でなく国の代表であり、また、一票の格差の是正のためには都道府県単位では不可能であるので、本件に賛同できない。

#### ○いそみ日本共産党政務調査会長

参議院の選挙制度は最高裁が繰り返し一票の格差解消を求めてきた。合区を導入した2015年の選挙制度改革で法律の附則に人員一人あたりの人口の格差の是正等を考慮し、抜本的な見直しを行うことを盛り込んでいる。本提案は、参議院選挙において半数改選毎に各都道府県から少なくとも1人が選出可能となるような選挙制度改革を求めるもので抜本改革とはいえない。一票の格差解消には得票が鏡のように議席に反映する比例代表に全面移行するしかないので賛同できない。

以上のとおり、全会派の賛同が得られなかったため、協力依頼を受けた意見書の採択を行わないこととした。

### **(3) 議会改革に係る検証**

事務局から、「議員提案政策条例の制定に向けた学識者・関係団体など参考人招致による意見聴取の実施について」及び「条例提案能力向上に向けた政策法務研修の実施について」の資料を説明後、第3回の政調会長会でこれまでの取組状況等に対する意見等を含め、改めて協議を行うこととした。

### **(4) 日程確認**

第2回会議を10月15日（月）決算特別委員会昼休憩時に、第3回会議を10月23日（火）決算特別委員会昼休憩時に行うことをそれぞれ確認した。